四日市市告示　第５５０号

四日市市都市計画まちづくり条例（平成 19 年 12 月 21 日四日市市条例第 52 号）第 5 条の規定により都市計画決定の原案を作成したので、同条例第 6 条第 3 項の規定により公聴会の開催を告示する。

令和８年１０月２６日

四日市市長　　森　智広

１．都市計画の原案の種類・名称・位置及び区域

種　類：四日市都市計画図書館

名　称：四日市市立図書館

位置及び区域：都市計画の図書において表示する。

２．都市計画の原案の閲覧場所

四日市市諏訪町 1 番 5 号

四日市市　都市整備部　都市計画課（市役所 4 階）

四日市市　政策推進部　まちなか拠点創造課（市役所 8 階）

四日市市西浦一丁目 8-3

四日市市　市民生活部　中部地区市民センター

閲覧期間：令和 8 年 10 月 27 日(火)～令和 8 年 11 月 10 日(火)

8:30～17:15（※土・日曜・祝日を除く）

３．公聴会の開催の日時及び場所

日時：令和 8 年 11 月 13 日（金）19 時から

場所：総合会館 7 階第 3 研修室

４．公述人の申出に係る書面の提出期限及び提出先

公聴会に出席して意見を述べようとする者（公述申出人）は、同条例施行規則第 3 条に規定する公述申出書（第 1 号様式）を市に提出するものとする。

公述申出書の提出期限：上記の閲覧期間内とする。

提 出 先：〒510-8601　四日市市役所 都市計画課 宛

５．その他公聴会の開催に関し必要な事項

公述申出人がいないときは、公聴会に代えて説明会を開催する。

（都市整備部都市計画課）